

令和6年度 事業報告書

自：令和6年4月1日

至：令和7年3月31日

一般社団法人 大学共同利用研究教育アライアンス

1. 活動概要

一般社団法人大学共同利用研究教育アライアンスは、大学共同利用機関法人（人間文化研究機構（NIHU）、自然科学研究機構（NINS）、高エネルギー加速器研究機構（KEK）、情報・システム研究機構（ROIS））及び国立大学法人総合研究大学院大学（SOKENDAI）の5法人が一体的な研究教育活動を通じてその機能を十分に発揮するための事業を推進し、もって我が国の学術研究の発展に寄与することを目的としている。

令和6年度は、研究力強化事業、大学院教育事業、運営の効率化推進に関する事業及び国際連携プラットフォーム形成事業の着実な実施に向けて、部会・委員会を開催し検討を進めた。

このほか、昨今の物価上昇が、本法人を構成する5法人における運営や研究教育活動に及ぼす影響について、5法人の連携のもと運営等にかかる経費の不足額等をシミュレーションした資料を作成し、令和6年6月5日開催の令和6年度第1回理事会にて承認したのち、本法人ホームページへ掲載するとともに、文部科学省等関係各所に対して説明を実施した。

2. 事業活動の状況

2-1 総務

2-1-1 会議等の開催状況

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催した。

(1) 総会

令和6年 6月5日（水） 令和6年度第1回定時総会
令和7年 3月18日（火） 令和6年度第1回臨時総会

(2) 理事会

令和6年 6月5日（水） 令和6年度第1回理事会
令和6年12月5日（木） 令和6年度第2回理事会
令和7年 3月18日（火） 令和6年度第3回理事会

2-1-2 事務局の整備状況

情報・システム研究機構内に事務局体制を置き、部会等の事務局や会員法人との連絡調整を行った。また、本法人の事務を処理するため、次の事業を行った。

(1) 法人運営に必要な各種規則の整備

業務の適正を確保するため、本法人の運営にあたり必要となる規則等の改正を行った。

(2) 本法人のホームページの整備

適宜、本法人の活動状況に係る記事の投稿や公開情報の更新を行った。

(3) パンフレットの制作

本法人及び会員法人である4つの大学共同利用機関法人と総合研究大学院大学を紹介するパンフレットを制作し、関係機関に送付するとともに、各種会議やイベント等で配付した。

2-2 研究力強化事業

研究力強化部会においては、4機構の連携による新たな研究分野の創出や、法人の枠を超えた異分野研究の推進を目的として、「IU-REAL 異分野融合・新分野創出プログラム」に採択された3件の課題を実施した。

また、「IU-REAL 異分野間交流プログラム」では、機構の垣根を越えて研究者が自由に交流できる場の提供を目指し、4機構の研究者が一堂に会する機会を設けた。設定したテーマに基づき、令和7年2月20日には国文学研究資料館、2月25日には国立天文台へのサイトビジットを実施し、活発な議論が行われた。

研究教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に関して、各機構における共同利用の提供方法について調査を実施し、その結果を関係機関間で共有した。

(部会等の開催)

令和7年3月6日(木)第1回研究力強化部会

2-3 大学院教育事業

以下の大学院教育の充実に関する事業について企画・検討を行った。

(1) 大学共同利用機関「特別研究員」事業

(2) 大学共同利用機関と総合研究大学院大学の連携による研究大学強化事業

(3) 大学との連携による学生・若手研究者育成事業

総合研究大学院大学において、科学技術振興機構の助成金(「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム」)及び運営費交付金を原資として、総合研究大学院大学の博士後期課程相当の年次に在学する優秀な学生を選抜し生活費相当額及び研究費を支給する「SOKENDAI 特別研究員」事業を運営し、令和6年度は延べ53名の学生に対し支援を行った。

また、昨年度に引き続き、総合研究大学院大学から日本学術振興会の「地域中核・特色

ある研究大学強化促進事業」への申請を行った。「人文科学イノベーション」を主題に据え、人間文化研究機構（国立民族学博物館、国際日本文化研究センター、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、総合地球環境学研究所）及び高エネルギー加速器研究機構（物質構造科学研究所）を連携機関として提案を行ったが、結果は不採択だった。

研究者コミュニティの教育・人材育成に資する活動として、総合研究大学院大学以外の他大学の学生や研究者に、総合研究大学院大学の先端学術院の授業科目（15科目）を開放する取組に対して必要な経費を支援した。

（部会等の開催）

令和7年3月6日（木） 第1回大学院教育部会

2-4 運営の効率化推進

（1）共通する業務に係る研修の合同開催

（2）新規採用者・専門職（技術職員等）など人材育成に関する研修の合同開催、知見の共有

令和8年度までの合同研修等に係る運営事務の5法人ローテーションに基づいて、個人情報管理研修や知的財産研修等の6件の合同研修等を実施し、研修の費用削減・事務負担軽減を計った。

また、人材育成事業として、大学等の他機関職員も対象とする新規採用者研修等を、令和6年6月10～12日までの間、お茶の水女子大学において開催した。さらに、部課長級職員として組織運営に係る基本的知識の修得と管理職としての能力の向上に資するだけでなく、法人間の連携・協力を深める機会となることを期待し、部課長級職員を対象とした研修の実施について協議した。令和7年度は、試行的な取り組みとし、その結果を踏まえて、令和8年度以降の実施体制について検討をすることとした。

（3）共同調達・契約の実施や入札監視委員会の開催

3機構（NIHU、NINS、ROIS）で、リサイクルPPC用紙及びAED貸借に係る共同調達を行った。4機構公共工事入札監視委員会を、令和6年11月22日（金）に開催した。この委員会では、4機構において発注を行った建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、審議を行った。

（部会等の開催）

令和7年2月4日（火）～2月14日（金） 第1回業務運営部会〔書面審議〕

2-5 国際連携プラットフォーム形成事業

以下を趣旨とするプラットフォームの形成に関する取り組みを実施。

- (1) シンポジウム等海外イベントの合同実施
- (2) 国際的な研究推進人材育成プログラムの展開
- (3) 国際業務ノウハウ/国際法務顧問等リソースの共有

- (1) シンポジウム等海外イベントの合同実施

11月25日～27日にキプロス研究所（CyI）とIU-REAL 構成法人との国際シンポジウム「Cyprus Meets Japan」をCyIにおいて開催し、IU-REALの協働体制や各法人の研究教育活動の特色を紹介するとともに、文理の垣根を超えて法人所属の研究者による研究活動の発表を行った。

- (2) 国際的な研究推進人材育成プログラムの展開

IU-REAL 構成法人の事務職員・URA等を対象に、国際関連業務のノウハウの共有や国際会議運営の実体験を主とした実務研修を実施した。

①国内研修

日程： 令和6年10月9日（水）

会場： 高エネルギー加速器研究機構つくばキャンパス

参加： 5名（NIHU、NINS及びROISから各1名、KEKから2名）

概要： 海外ユーザー対応部署や宿泊施設の視察、海外出張の基礎知識取得

②海外研修

日程： 令和6年11月23日～28日（会議出席は25～27日）

会場： キプロス研究所（キプロス共和国ニコシア市）

参加： 4名（NIHU、NINS、ROIS及びKEKから各1名）

概要： 「Cyprus Meets Japan」の事務局業務、IU-REAL 構成法人の研究教育活動紹介資料の共同作成等

- (3) 国際業務ノウハウ/国際法務顧問等リソースの共有

本取組の方向性について検討するため、IU-REAL 構成法人の事務系職員を対象にアンケートを実施した。機関間で共有したい国際業務の事項等について、様々な意見が寄せられた。今後はそれらの意見も参考に、取組の在り方について検討を進める。

(部会等の開催)

令和6年8月20日（火）

第1回国際連携プラットフォーム形成事業推進委員会

令和7年3月6日（木）

第2回国際連携プラットフォーム形成事業推進委員会

3. 本法人の名義使用状況

次に示す事業について、申請に基づき本法人の名義使用の許可を行った。

- (1) 共催

① 申請機関： 大学共同利用機関協議会

事業名：大学共同利用機関シンポジウム 2024「現代の社会課題に挑む日本科学」
許可期間：令和6年11月9日（土）

(2) 後援

① 申請機関：大学共同利用機関法人自然科学研究機構
事業名：第38回自然科学研究機構シンポジウム
許可期間：令和6年10月20日（日）

4. 監査の状況

4-1 業務監査

監事が令和6年度に開催された理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。
令和7年5月28日（水）に令和6年度事業報告書（案）に基づき、業務監査を実施した。

4-2 会計監査

令和7年5月28日（水）に令和6年度における会計監査を実施した。

5. 登記・届出事項

(1) 東京法務局立川出張所

変更登記：理事の変更（登記年月日：令和6年4月5日）

6. 附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。